לאווינל				
	中期計画の各項目	評価項目 (平成22年度の計画の各項目)	評価の視点 ②:「満足のいく実施状況」と評価するために求められる実績 〇:その他の考慮要素	評価に対する留意点
Ι.	国民に対して提供するサービスその	D他の業務の質の向上に関する事	 項	
2	ては、機構の目的に照らし国際的 にも最高の基準により、その活動 を評価する。国際的な研究者を含む外部委員会を活用するとも	究者が率いる研究ユニットの評	切に行われたか。	・「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に記載されている主な留意事項:国際的水準に照らした評価、研究者の負担への配慮、評価の透明性の確保、情報の電子化、外部評価の実施、利害関係者の排除、評価者名の公表、評価体制の柔軟性と一貫性の確保、評価者に対する守秘の徹底、評価手法を被評価者へ周知、評価情報の国民への積極的な発信
Ι.	************************************	するためとるべき措置		
22	は、その公正性を検証するため、 監査項目を設定して内部監査を 実施する。	争入札によるものとし、「随意契約見直し計画」を着実に実施する。機構の監事及び外部の有識者により構成される契約監視委員会において、入札・契約手続きの適切性、競争性及び透明性の審査を受け、その結果を運営に反映させていく。	◎契約は、原則として一般競争入札とし、 やむを得ず随意契約を結ぶ場合には、公正 性を検証するため、監査項目を設定し適切 な内部監査を実施したか。	・契約に係る規程類等は適切に整備されているか。 ・機構の業務特性、契約事務量(契約金額・件数等)及び職員規模などに照らし、契約事務手続に係る執行体制や審査体制が契約の適正性確保の観点から有効に機能しているか。 ・一般競争入札において制限的な応札条件が設定されていないか。競争性・透明性が十分に確保されているか。一者応札が多いことについて、その原因等が示されているか。
27	(1)監事監査及び内部監査の充実に努め、入札・契約手順、給与 水準、保有資産の利用状況の妥 当性について厳密なチェックを受 けるなど、引き続き内部統制及び ガバナンスの強化を図る。		<ul><li>◎監事監査の定期的な実施により、内部統制とガバナンスの強化が図られたか。</li><li>・監事監査は監事監査に関する内部統制事項を踏まえて実施されているか。</li></ul>	監事監査に関する内部統制事項(※ 平成22年12月22日 政策評価・独立行政法人評価委員会意見より) ①法人の長のマネジメントに留意した監事監査の実施 ②監事監査で把握した改善点等の法人の長等への報告
28	(2)毎年度、明確かつ具体的な 年度計画を策定する。		ネジメント強化のための取組が行われているか。	法人の長によるマネジメントに関する内部統制事項(※ 平成22年12月22日 政策評価・独立行政法人評価委員会意見より) ①リーダーシップを発揮できる環境整備 ②法人のミッションの役職員への周知徹底 ③組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)の把握・対応等 ④内部統制の現状把握・課題対応計画の作成

1